

環境省告示第百六十四号

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則（平成二十三年環境省令第三十三号）第二十六条第二項第二号ホ及び第三十二条第二号の規定に基づき、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則第三十二条第二号の規定による環境大臣の確認の要件等の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

平成二十四年十一月三十日

環境大臣 長浜 博行

（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則第三十二条第二号の規定による環境大臣の確認の要件の一部改正）

第一条 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則第三十二条第二号の規定による環境大臣の確認の要件（平成二十三年十二月環境省告示第百五号）の一部を次のように改正する。

本則中「、事故由来放射性物質（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十号）第一条に規定する事故由来放射性物質をいう。）による汚染状態が規則第十四条に規定する基準に適合しないばいじん及び焼却灰その他の燃え殻が生ずるおそれがない廃棄物（同法第二条第二項に規定する廃棄物をいう。）の焼却施設であることとする。」を「、次のいずれかに該当することとする。」に改め、本則に次の二号を加える。

一 ばいじん及び焼却灰その他の燃え殻を生ずる廃棄物（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十号）第二条第二項に規定する廃棄物をいう。以下同じ。）の焼却施設であつて、当該ばいじん及び焼却灰その他の燃え殻の事故由来放射性物質（同法第一条に規定する事故由来放射性物質をいう。以下同じ。）による汚染状態が規則第十四条に規定する基準に適合しないおそれが少ないこと。

二 廃棄物の焼却施設（前号に規定するものを除く。）、廃棄物の熔融施設、熱分解施設若しくは焼成施設（焼却施設に当たるものを除く。）又は汚泥の脱水施設であつて、次のいずれにも該当するものであること。

イ 廃棄物を処分するために処理したものを生ずる場合にあつては、当該処理したものの事故由

来放射性物質による汚染状態が規則第十四条に規定する基準に適合しないおそれが少ないこと。  
ロ 処分に伴い生じた排ガスを排出する場合にあつては、当該排ガスの排出口における当該排ガス中の事故由来放射性物質の三月間の平均濃度が生活環境の保全上支障を生じないものであることが明らかであると認められること。

ハ 処分に伴い生じた排水を放流する場合にあつては、当該排水の排出口における当該排水中の事故由来放射性物質の三月間の平均濃度が生活環境の保全上支障を生じないものであることが明らかであると認められること。

(雨水その他の水が浸入した場合に溶出する事故由来放射性物質の量が少ない特定廃棄物の要件等の一部改正)

第二条 雨水その他の水が浸入した場合に溶出する事故由来放射性物質の量が少ない特定廃棄物の要件等(平成二十四年一月環境省告示第三号)の一部を次のように改正する。

第二条中「第二十六条第二項第二号ホ2」を「第二十六条第二項第二号ホ2(ロ)」に改める。